

第7回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和2年9月2日提出

I 件数 34件

【内訳】議案32件（条例9件、決算関係15件、補正予算関係6件、その他2件）
報告 2件（令和元年度一般会計継続費精算の報告等）

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第92号 南相馬市弔慰に関する条例制定について

【趣旨】

自治功労者・職員等が逝去したときに市が行う弔慰に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

○対象者（条例第2条関係）

(1) 市の自治に対し、功績が特に顕著であると認める者

ア 名誉市民

イ 現に市長又は議長の職にある者

ウ 8年以上市長又は議長の職にあった者

(2) 災害業務に従事する職員等で当該業務が原因で死亡したと認めるもの

(3) その他市長が特に認める者 ※(1)又は(2)に準じる者のこと。

○弔慰に関する内容（条例第2条関係）

①市が主催する葬儀、②弔慰金の支給 のいずれかとする。

※市葬等審査委員会で審議する。

※弔慰金 上記(1) 10万円、(2) 50万円、(3) は、(1)又は(2)に準じる。

2 施行期日 公布の日

議案第93号 南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例制定について

【趣旨】

南相馬市健康づくりトレーニングセンターの設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第2条	名称 南相馬市健康づくりトレーニングセンター 位置 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地の1
事業	第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の心身の健康増進や体力維持向上に関すること。 ・健康づくり、体力づくりを通じた市民相互の交流に関すること。 ・その他、健康づくりトレーニングセンターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
休所日 開所時間	第4条 第5条	<p>【休所日】 毎週月曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>【開所時間】 午前9時から午後9時まで。 (休所日の前日は、午前9時から午後5時まで)</p>
指定管理者による管理	第13条	指定管理者に健康づくりトレーニングセンターの管理を行わせるもの。
指定管理者の業務の範囲	第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりトレーニングセンターの管理及び運営に関する業務 ・第3条各号に掲げる事業に関する業務 ・健康づくりトレーニングセンターの利用許可等に関する業務 ・利用に係る料金の徴収に関する業務 ・利用料金の減額及び免除に関する業務 ・健康づくりトレーニングセンターの管理運営上市長が必要と認める業務

利用料金	第 23 条	1 トレーニングルーム利用料金			
		区分		利用料金 (単位:円)	
		市内に 住所を 有する 者	1 回券	中学生	200
				18 歳未満及び高校生	300
				18 歳以上	500
			回数券 (12 回)	中学生	2,000
				18 歳未満及び高校生	3,000
				18 歳以上	5,000
			回数券 (24 回)	中学生	3,600
				18 歳未満及び高校生	5,400
				18 歳以上	9,000
		市内に 住所を 有しな い者	1 回券	中学生	300
				18 歳未満及び高校生	450
				18 歳以上	750
			回数券 (12 回)	中学生	3,000
				18 歳未満及び高校生	4,500
				18 歳以上	7,500
			回数券 (24 回)	中学生	5,400
				18 歳未満及び高校生	8,100
				18 歳以上	13,500
備考					
1 市内に住所を有しない者のうち、市内に勤務先又は通学先を有する場合は、上記の市内に住所を有する者の区分と同額とする。					
2 利用 1 回における利用時間の区分					
(1) 午前 9 時から午後 0 時 30 分まで					
(2) 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで					
(3) 午後 5 時 30 分から午後 9 時まで					
3 更衣室の利用を含む。					
4 トレーニングルームを利用する者は中学生以上の者に限る。					
2 シャワー室利用料金					
区 分		利用料金	摘 要		
トレーニングルームを利用する者		100円	1 回当たりの利用料		

		3 相談室利用料金		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用料金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 000円</td> <td>1回当たりの利用料</td> </tr> </tbody> </table>	利用料金	摘 要
利用料金	摘 要			
1, 000円	1回当たりの利用料			
		備考 1 利用1回における利用時間の区分 (1) 午前9時から午後0時30分まで (2) 午後1時30分から午後5時まで (3) 午後5時30分から午後9時まで 2 利用時間は、準備及び後始末の時間を含む。 3 商業宣伝、営利その他これに類する目的をもって利用する場合は、1回当たりの利用料金に100分の200に相当する額を加算する。		
利用料金の減免	第25条	次の基準に従い利用料金を減額・免除することができる。 ・国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業又は公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額 ・市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき 全額 ・市が後援する事業に利用するとき 半額 ・その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額		

2 関係条例の改正

- ・南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正

【改正内容】別表の使用料又は利用料金を免除する施設に「南相馬市健康づくりトレーニングセンター」を加える。(附則第3項関係)

3 施行日 令和3年4月1日

(健康づくりトレーニングセンターの利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、公布の日)

議案第94号 令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間における市長の給料の減額に関する条例制定について

【趣旨】

令和元年東日本台風の災害対応に当たっていた職員が帰宅途中に被災し、尊い生命を失ったことを重く受け止め、令和2年10月1日から12月31日までの3か月間、市長の給料月額を10分の1を減額するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

市長の給料月額の減額

区 分	給料月額
現在の支給額	1,000,000円
本条例による減額後の支給額（10%減）	900,000円

2 施行日 令和2年10月1日

**議案第95号 南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定について**

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症に対処するための職員の特殊勤務手当を新たに定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

次の業務に従事する職員の特殊勤務手当を追加（新附則第4項及び第5項関係）

- ・ 手当額 4,000円／日の範囲内で市長が規則で定める額

対 象 業 務		患者等に接触又は長時間にわたり接して行う作業	左記以外の作業
場所等	作業内容		
患者等の診療や看護等を行うための施設内部での作業	患者等に接触する作業	1日につき4千円	1日につき3千円
	病原体の付着物件の処理作業		
	施設運営で感染の恐れがある作業		
患者等を車両により医療機関又は宿泊施設へ搬送する作業		1日につき4千円	1日につき3千円
その他これらに準ずる作業			

2 施行日 公布の日（令和2年2月1日から適用）

議案第96号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の改正に伴い、市民税の非課税措置の規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 固定資産税関係

・生産性向上に資する設備投資に係る課税標準の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、現行制度の適用対象の「償却資産（機械装置・工具備品）」に「事業用家屋と構築物」が追加されることに伴い、課税標準の特例率をゼロ（0）とするもの。（附則第10条の2第8項関係）【公布の日施行】

○減収補填 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(10/10)

(2) 市民税関係

・個人の市民税の非課税の範囲

非課税の範囲について、ひとり親を対象に追加するもの。（第24条関係）
【令和3年1月1日施行】

・所得控除

所得控除について、ひとり親控除を追加するもの。（第34条の2関係）
【令和3年1月1日施行】

・たばこ税の課税標準

軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法を追加するもの。
（第94条関係）【令和2年10月1日、令和3年10月1日の2段階施行】

・長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、新たに規定された租税特別措置法の「第35条の3第1項」を加えるもの。
（長期譲渡所得から100万円を控除する規定を追加）（附則第17条関係）
【令和3年1月1日施行】

・文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する入場料等の払戻請求権を放棄した者に当該放棄した金額（上限20万円）について寄附金税額控除を適用するもの。（附則第26条関係）【令和3年1月1日施行】

・住宅ローン控除適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化するもの。（附則第27条関係）【令和3年1月1日施行】

(3) その他法改正に伴う規定の整備

引用条項のずれに伴う改正など（第19条関係ほか）【令和4年4月1日施行】

議案第97号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の改正に伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

・長期譲渡所得から100万円を控除する規定を追加

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、条例附則第9項、第10項に、新たに規定された租税特別措置法の「第35条の3第1項」を加えるもの。

2 施行日 令和3年1月1日

議案第98号 南相馬市屋内遊び場条例制定について

【趣旨】

南相馬市屋内遊び場の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第2条	名称 小高区子どもの遊び場 位置 南相馬市小高区関場一丁目1番地の1
事業	第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等を通じた子どもの運動の場を提供すること。 ・玩具、図書等を通じた子どもの知育、発育を促進する場を提供すること。 ・子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施に関すること。 ・利用者相互のコミュニケーションの促進に関すること。 ・その他屋内遊び場施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
利用者の範囲	第5条	<p>屋内遊び場の利用者は、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)以下の者及びその保護者 ・子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体 ・その他市長が適当と認める者
休館日 開館時間	第6条 第7条	<p>【休館日】 毎週火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>【開館時間】 午前10時から午後5時まで</p>
指定管理者による管理	第15条	指定管理者に屋内遊び場の管理を行わせるもの。
指定管理者の業務の範囲	第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場の管理及び運営に関する業務 ・屋内遊び場の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・第4条各号に掲げる事業に関する業務 ・屋内遊び場の利用許可等に関する業務 ・利用に係る料金の徴収に関する業務 ・利用料金の減額及び免除に関する業務 ・屋内遊び場の管理運営上市長が必要と認める業務

<p style="text-align: center;">利用料金</p>	<p style="text-align: center;">第 25 条</p>	<p>屋内遊び場の利用料金は、無料。 ただし、多目的室の全部又は一部を占有して利用しようとする者からは利用料金を徴する。</p> <p>1 基本利用料金</p> <table border="1" data-bbox="596 409 1386 607"> <thead> <tr> <th>棟区分</th> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金（占有利用の場合に限る）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B棟</td> <td>多目的室</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特別利用料金</p> <p>入場料を徴収して利用する場合に、基本利用料金に加算する「入場料徴収利用加算料」、営利を目的として、物品の販売、宣伝等に利用する場合に、基本利用料金に加算する「営利目的利用加算料」等を規定</p>	棟区分	施設区分	単位	利用料金（占有利用の場合に限る）	A棟	—	—	—	B棟	多目的室	1時間	200円
棟区分	施設区分	単位	利用料金（占有利用の場合に限る）											
A棟	—	—	—											
B棟	多目的室	1時間	200円											
<p style="text-align: center;">利用料金の 減 免</p>	<p style="text-align: center;">第 27 条</p>	<p>次の基準に従い利用料金を減額・免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業又は公共的団体が公共的事业に利用するとき 全額 ・ 市内の保育園、幼稚園又は小学校の長が、園児又は児童を対象に利用するとき 全額 ・ 市が後援する事業に利用するとき 半額 ・ その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額 												

2 関係条例の改正

- ・ 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正

【改正内容】別表の使用料又は利用料金を免除する施設に「小高区子どもの遊び場」を加える。（附則第3項関係）

3 施行日 令和3年4月1日

（小高区子どもの遊び場の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、公布の日）

議案第 99 号 **南相馬市産業創造センター条例の一部を改正する条例制定について**

【趣旨】

復興賃貸事業所の竣工による産業創造センターA棟の建物登記、産業創造センターB棟の変更登記及び敷地の分筆登記の完了に伴い、南相馬市産業創造センターの地番を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

南相馬市産業創造センターの位置の改正

【改正前】南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45 番地の 76

【改正後】南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45 番地の 245

2 施行日 公布の日

議案第 100 号 **南相馬市小学校及び中学校条例の一部を改正する条例制定について**

【趣旨】

小高区小中学校再編計画に基づき、小高区の4小学校を1校に再編するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

小学校の設置に関する規定を改めるもの（別表関係）

【改正前】小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校

【改正後】小高小学校

2 施行日 令和3年4月1日

《決算関係》

- 議案第 101 号 令和元年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102 号 令和元年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103 号 令和元年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104 号 令和元年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 105 号 令和元年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 106 号 令和元年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 令和元年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 令和元年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 令和元年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 令和元年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 令和元年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 令和元年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 113 号 令和元年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 114 号 令和元年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 115 号 令和元年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第 116 号 令和 2 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 117 号 令和 2 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 118 号 令和 2 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 119 号 令和 2 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 120 号 令和 2 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 121 号 令和 2 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

《その他》

議案第 122 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	暗渠排水復旧（大井塚原地区）工事
施工場所	南相馬市小高区大井地内外
契約の金額	420,200,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和6年3月15日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

【予定価格】

予定価格	424,941,000円（消費税を含む。）
落札率	98.88%

【入札結果】

（消費税別）

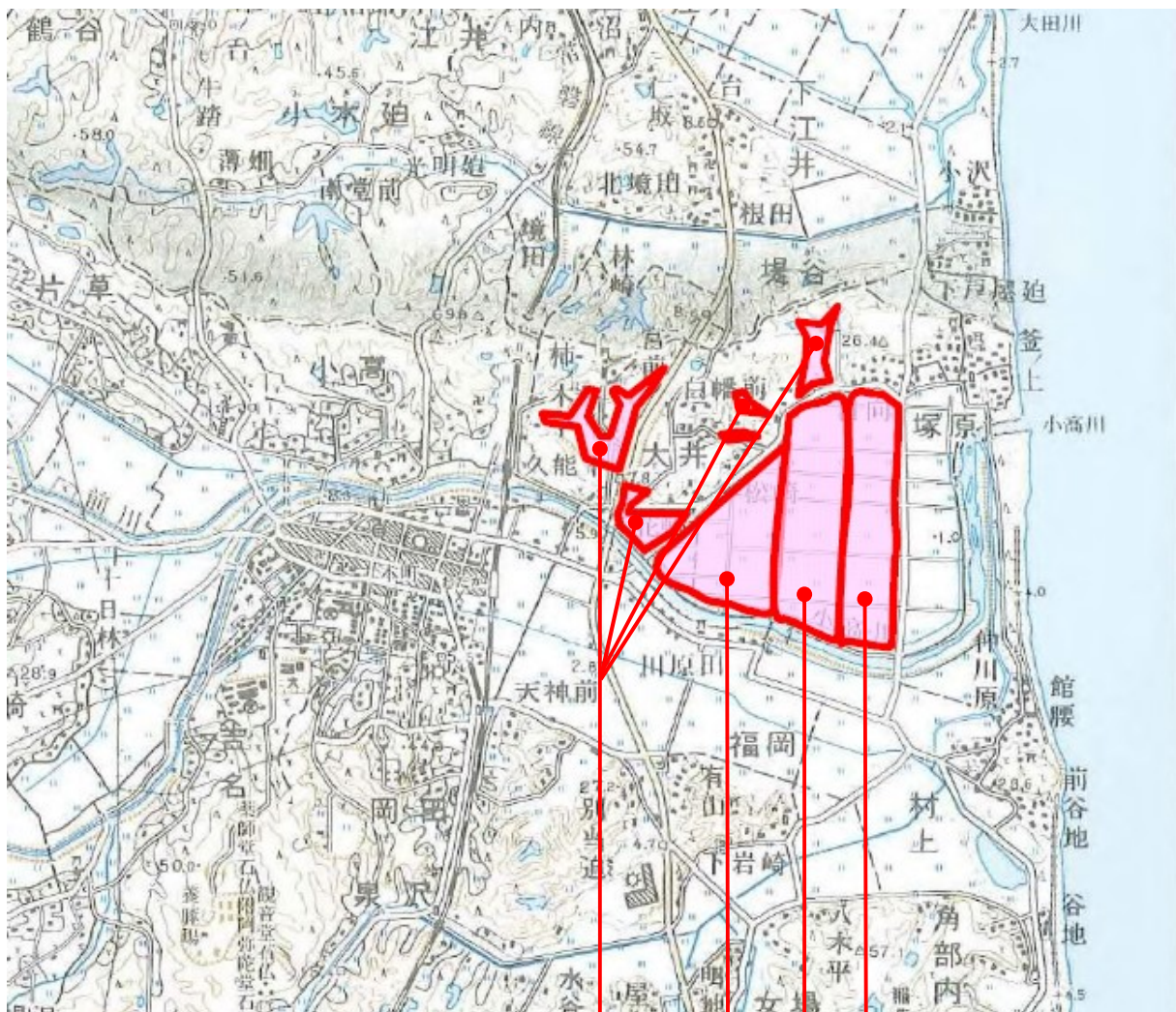
入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社中里工務店	382,000,000円		落札

【工事概要】

暗渠排水復旧工事 A = 92.4ha

{	内訳	塚原中央地区	A = 23.5ha
		塚原西地区	A = 32.0ha
		大井南地区	A = 25.8ha
		大井北地区	A = 11.1ha

【工事箇所位置図】



塚原中央地区

塚原西地区

大井南地区

大井北地区

議案第 123 号 工事請負契約の締結について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	クリーン原町センター煙突内筒緊急修繕工事
施工場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
契約の金額	308,000,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和3年11月30日まで
契約の方法	随意契約
契約の相手方	神奈川県大和市中央林間七丁目10番1号 三機化工建設株式会社

【予定価格】

予定価格	309,100,000円（消費税を含む。）
落札率	99.64%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
三機化工建設株式会社	280,000,000円		落札

【工事概要】

煙突内筒本体・付属設備工事

- ・煙突内筒更新 2基（1号炉煙突、2号炉煙突）

【工事箇所位置図】



《 報告 》

報告第 10号 令和元年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

令和元年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
老人福祉センター建設事業	30 ～ 元	599,135,000円	594,890,512円	4,244,488円
小高区認定こども園整備事業	30 ～ 元	603,130,000円	599,935,731円	3,194,269円
埋設有害鳥獣処理事業	30 ～ 元	104,558,000円	83,648,693円	20,909,307円
里山再生モデル事業	30 ～ 元	734,119,000円	484,320,720円	249,798,280円
パークゴルフ場トイレ増設事業	30 ～ 元	38,305,000円	38,303,320円	1,680円

報告第 1 1 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 9	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	1 7 . 5 9	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	9 . 3	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	2 0 . 0 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	—	〃	令第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	〃

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記